

神奈川県プロフェッショナル人材戦略拠点事業

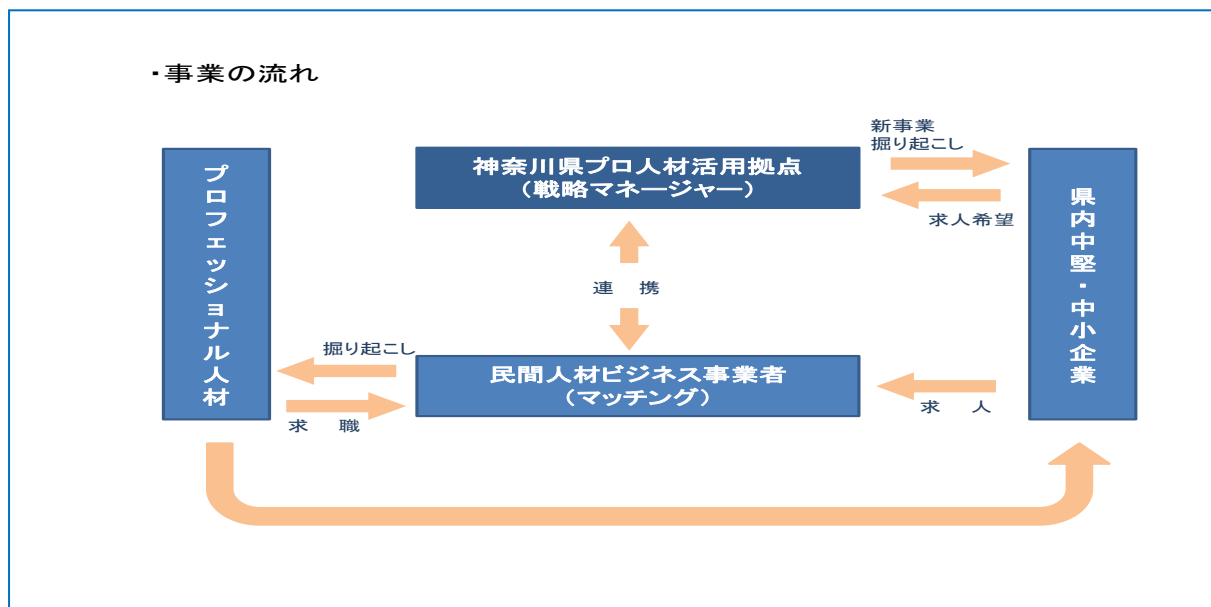
人材ビジネス事業者の登録について

募集概要

公益財団法人神奈川産業振興センターは、県内中小企業に対し、「攻めの経営」の実現に必要な専門的知識・ノウハウを持った人材採用のサポート等を行うことを目的に、「神奈川県プロフェッショナル人材戦略拠点（神奈川県プロ人材活用センター）」を設置しております。

本事業を円滑に推進するため、県内中小企業と、プロフェッショナル人材のマッチングを実施していただける人材ビジネス事業者の登録を行っております。

※ プロフェッショナル人材とは、新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や個々のサービスの生産性向上等の取組を通じて、地域と企業の成長戦略を具現化する人材。



登録方法

「民間人材ビジネス事業者登録要領」（以下「要領」という。）に基づき、事前に登録が必要となります。

登録申請期間

随時（※事前にお問合せください。）

【問い合わせ先】

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センター 7階
神奈川県プロ人材活用センター（公益財団法人神奈川産業振興センター）
TEL：045-633-5008 FAX：045-633-5100 E-mail：pro@kipc.or.jp

登録の資格、申請方法等については、裏面をご覧ください。

登録の資格、申請方法等

○ 登録の資格

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者とします。

○ 登録申請方法

申請にあたっては、登録要領を確認し、第4条（事前登録事業者の遵守義務）を承諾の上、要領に定める人材紹介会社登録申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、代表者印を押印の上、次の書類を添えて、郵送又は持参により提出してください。

（郵送の場合は、封筒の表に「登録申請書在中」と朱書きしてください。）

【添付書類】

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの
会社概要、登録人材の状況等、業務運営の内容、人材紹介手数料の徴収方法・金額、個人情報管理方針、業務に関する各種様式及び申込手順資料、求人企業との契約書の様式・手数料表などの資料等
- (3) 有料職業紹介の実施状況・取組方針が分かるもの
- (4) その他拠点が必要と認める書類

○ 登録申請先

神奈川県プロ人材活用センターあてご提出ください。

○ 登録申請期間

随時

○ 登録の決定

登録審査は原則、提出いただいた申請書類等により行いますが、必要に応じてヒアリングを行うことがございます。

審査の結果は申請者に文書で通知いたします。

※登録の取り下げ又は取消がない場合、神奈川県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業が継続する間は有効です。

○ 登録の取消

次のいずれかに該当することとなった場合は、登録の有効期間内であっても、登録を取り消すことがございます。

- (1) 不正な行為があると戦略拠点が認めたとき
- (2) 正当な理由がないのに、要領第4条の業務を行わないとき

申請先・問い合わせ先

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター 7階
神奈川県プロ人材活用センター（公益財団法人神奈川産業振興センター）
TEL：045-633-5008 FAX：045-633-5100 E-mail：pro@kipc.or.jp